

2023年度

鎌倉市子どもの家利用案内

放課後かまくらっ子にかいどう 版

放課後かまくらっ子とは

放課後かまくらっ子は、すべての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な活動体験ができる場所として、放課後子どもひろば（アフタースクール）と子どもの家（学童保育）とを一体的に実施する事業です。放課後かまくらっ子は、鎌倉市内の市立小学校区ごとに実施しています。

（鎌倉市ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/shisetu3.html>）

I 子どもの家の利用について

(1) 利用資格

- ア お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。
 - イ お子様が小学校に就学していること。
 - ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと（居宅内労働は対象）。
- *就労以外の理由としては産前・産後休暇中を含みますが、育児休業中は含みません。

(2) 利用時間

- ア 学校開校日 放課後～午後6時（午後7時まで延長利用可）
 - イ 学校休校日（月～金曜日） 午前8時～午後6時（早朝利用可、午後7時まで延長利用可）
 - ウ 学校休校日（土曜日） 午前8時30分～午後5時30分（早朝利用可、夕方延長利用不可）
- *学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などを含みます。

(3) 休所日

日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 利用料金※延長・早朝利用料は延長・早朝利用者のみ発生

ア 利用料及び延長・早朝利用料

利用料	月額6,000円（同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額）
延長・早朝利用料	それぞれ100円/回（同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額）

*利用料は、令和6年度は月額7,000円、令和7年度は月額7,500円となります。

*上記以外におやつ代等の費用がかかる場合があります。

イ 月途中の入所日（退所）

月の途中に入所（退所）があった場合、一部減額されます。

（ただし、入所と退所が同じ月内にある場合は、10日ごとに料金が変わります。）

入所日（退所日）	利用料（括弧内は退所の場合）
1～10日の間	6,000円（2,000円）
11～20日の間	4,000円（4,000円）
21～月末の間	2,000円（6,000円）

2 延長利用・早朝利用について ※利用開始日・中止日をさかのぼって提出することはできません。

(1) 延長利用 (午後6時～午後7時)

子どもの家開所日の平日(月～金曜日)のみ、利用時間を午後7時まで延長して利用できます。なお、利用される場合は、保護者(または保護者に代わる方)のお迎えが必要となります。事前申請なしでご利用いただけますので、申請書類の提出は不要です。

*延長時間のみの利用はできません。保護者の仕事の繁忙期など、短期間の利用も可能です。

(2) 早朝利用 (午前7時 15 分～午前8時 ※土曜日:午前7時 30 分～午前8時 30 分)

学校休校日に限り、午前7時 15 分から受け入れが可能となります。

ア 早朝利用の開始

早朝利用開始日の二週間以上前の平日までに、『子どもの家早朝利用申請書』を提出してください。

*早朝時間のみの利用はできません。保護者の仕事の繁忙期など短期間の利用も可能です。

イ 早朝利用の中止

利用期間の末日より前に早朝利用を中止する場合は、中止日の一週間前までに『子どもの家早朝利用中止届』の提出が必要です。

*申請期間の末日まで利用される場合は、提出不要です。

3 退所手続きについて ※退所日をさかのぼって提出することはできません。

入所後、申請された入所希望期間の末日より前に退所される場合は、『子どもの家退所届』の提出が必要です。退所日の一週間前までに子どもの家へ提出してください。

入所希望期間の末日まで利用される場合は、提出の必要はありません。ただし、『子どもの家退所届』の提出がない場合、施設利用の有無にかかわらず、利用料が発生します。

4 申請内容の変更手続きについて

子どもの家入所中に、住所・電話番号や保護者の方の就労状況に変更があった場合は、『子どもの家入所児童住所等変更届』を子どもの家へ提出してください。

住所変更の場合の届出についてはご自宅・小学校・子どもの家の経路がわかる地図を添付してご提出ください。また、就労状況変更の場合の届出については、『就労等証明書』(または『就労等証明書提出遅延届』)を添付してご提出ください(勤務地変更の場合は添付不要です。)。なお、各種申請書については子どもの家にお問い合わせください。

5 利用料の支払方法について

利用料・延長利用料、おやつ代等は、銀行口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。詳細につきましては、別紙をご参照ください。

6 利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所承認通知書が到着後、『子どもの家利用料減免申請書』に必要書類を添えて、子どもの家へ提出してください。

なお、利用料の減免は申請月からの適用となりますので、ご注意ください。利用料をさかのぼって免除することはできません。

*減免の申請が5月になった場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。

世帯の状況*1	添付書類
生活保護世帯	保護受給証明書
市民税非課税世帯	世帯全員の市民税非課税証明書*2
就学援助受給世帯*3	就学援助費交付決定通知書
災害(震災、風水害、火災等)を受けた世帯	り災証明書

*1 同一世帯で複数名の減免申請をするときは、人数分の申請書と、添付書類を1部ご提出ください。

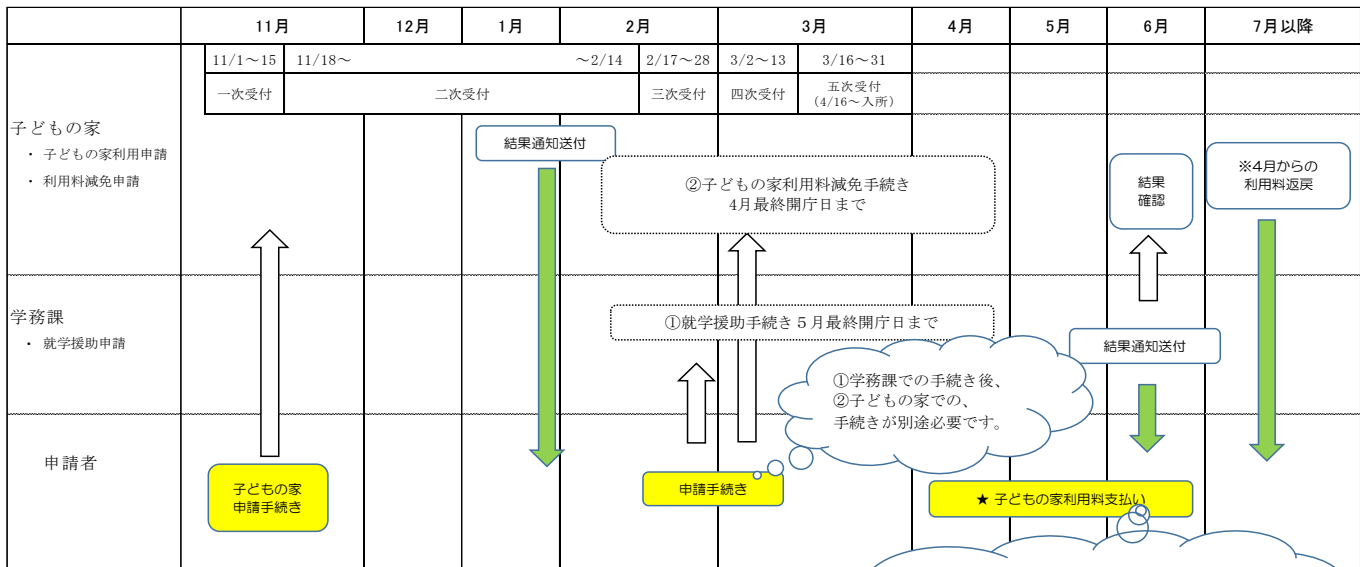
なお、添付書類は全てコピー(写し)でも可能です。

*2 4~6月、7~3月分の2枚必要です。

*3 就学援助受給世帯として減免申請する場合

(1) 就学援助費交付決定を受けていても、減免の申請を行わなければ子どもの家の利用料は減免されません。

(2) 利用料の減免決定は、就学援助費の交付決定後(7月頃)になるため、利用料の減免決定までは利用料をお支払いいただく必要があります。減免決定後、減免申請書を提出した月の利用料から減免となり、過納となった利用料は口座振込にてお返しいたします。なお、就学援助費が不交付の場合は、子どもの家利用料の減免はできません。



7 子どもの家での事故等への対応について

「子どもの家」では、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、「子どもの家」利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、「子どもの家」の職員にその旨を連絡してください。

8 入所・利用にあたって、その他

(1) 入所にあたってご用意いただくもの

ア 健康保険証のコピー（入所説明の際にお持ちください）

イ 連絡帳

ウ 着替え袋（季節に合わせて補充し、名前を必ず記入してください。）

上着・下着（各1組）、靴下（1足）、タオル、置き傘、ビニール袋（汚れた衣類を入れるため）など。

エ 防災ずきん（必要と思われる方は用意してください）

オ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し

※食物アレルギーをお持ちで、エピペンをお持ちの方のみ（学校に提出予定の物の写しで結構です。）

※お子様の状況や必要に応じて、個別面談を実施させていただく場合がありますのでご協力ください。

(2) 利用にあたって

ア 学校との連絡

子どもの家利用者であることを担任の先生にお知らせください。

イ 緊急連絡先

お子様の体調が急に悪くなったり、けがをしたり、また事故や災害が起きた場合には児童健康調査票に書かれた緊急連絡先に連絡いたします。連絡先を変更される場合は子どもの家にお知らせください。

また、追加や削除がある場合は、速やかに子どもの家へお伝えください。

(3) 欠席・早退等

ア 欠席・早退等

病気や家事の都合などでお子様が子どもの家に来所しない場合には、保護者が事前に子どもの家に連絡してください。また、習い事などで早退する場合や決まって欠席する日がある場合には、帰宅時間、曜日を子どもの家にお知らせください。予定の日時に来所されない場合、保護者に連絡する場合があります。

イ 長期の欠席

病気やその他の理由で、お子様が引き続き2週間以上子どもの家をご利用にならない場合は、子どもの家にお知らせください。

(4) おやつ

おやつ代として月額1,000円徴収します。

(5) 子どもの家での支援方法について

子どもの家を利用しているお子様については、家庭的な育成支援を行ううえで、保護者（家庭）と支援員（子どもの家）双方の理解を深めることが必要と考えています。お子様の施設での様子や気になることなどがありましたら、連絡帳を活用するなどして、遠慮なくお尋ねください。

また、保護者会等を施設内で行う場合には、要請により支援員も出席し、お子様の様子などについてお話しいたします。

(6) 子どもの家入退室管理システムについて

お子様の利用予定を管理するために入退室システムを使用いたします。保護者の皆様におかれましては、システムに必要情報をご登録いただきます。後日、システムのご登録に関するご案内をいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(7) その他

ア バスや電車を利用されるお子様は、定期乗車券や交通系 IC カードを忘れずにご持参ください。

イ 子どもの家に来所中は、友達の家遊びに行くなど、お子様ひとりでの自由な一時外出はできません。塾や習い事などやむを得ない事情がある場合は、「一時外出届」を提出のうえ、保護者の責任のもと外出していただきます。(ただし、お子様の安全確保のため、保護者の希望に沿えかねる場合があります)

ウ 帰宅時間が変更となる場合には子どもの家にご連絡ください。

エ 自転車での来所や、サンダル等での来所はできません。

オ 個人の持ち物には、名前を書いてください。

カ おもちゃ類や、高価な物は持たせないでください。

キ 宿題は、お子様の自発性に任せていますので、保護者の方とお子様とよく話し合ってください。

9 お問い合わせ先

放課後かまくら子にかいどう・にかいどう子どもの家「めだか」(対象小学校区:第二小学校)

〒248-0002 鎌倉市二階堂912-1

電話&FAX 0467(23)7532

指定管理者 株式会社明日葉

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13-3 PMO 田町東10F

電話 03(3452)3350 FAX 03(3453)3336

※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

